

さが農水産業働く環境サポート補助金
交付要綱

一般社団法人 佐賀県農業会議

さが農水産業働く環境サポート補助金交付要綱

令和8年3月23日付け社佐農会第698号

(目的)

第1条 佐賀県農業会議会長（以下「会長」という。）は、原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内農水産業において意欲ある多様な人材が安心して活躍できるような職場環境の整備を支援することを目的とし、予算の範囲内において、さが農水産業働く環境サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、この補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常時使用する従業員とは、次に掲げる者以外のものであって、解雇の予告を必要とする者をいう。
 - ・会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれる。）
 - ・個人事業主本人及び専従者
 - ・（この補助金の申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の者（法令や就業規則等に基づき休業・休職措置が適用されている者）
 - ・日々雇い入れられる者（1か月を超えて継続して雇用した場合を除く）
 - ・2か月以内の期間を定めて雇用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）
 - ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）
 - ・試の使用期間中の者（14日を超えて雇用した場合を除く）
- (2) この補助金の補助対象者は、ア及びイのいずれかに該当する者とする。
 - ア 佐賀県内で農水産業を営む経営体であって、以下の（ア）及び（イ）のいずれかに該当する者
 - (ア) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
 - (イ) 漁業法第2条に規定する漁業者であって、佐賀県内の漁業協同組合の正組合員又は漁業法第2条に規定する漁業において出荷実績がある者

イ 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者。

(ア) 農業協同組合

(イ) 漁業協同組合

- (3) 補助事業とは、佐賀県内で実施する事業であって、原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、多様な人材が活躍できるような職場環境の整備により、人材の確保及び定着に挑む意欲的な取組とし、計画の内容及び補助金の交付の適否について会長が適当と認めた事業をいう。
- (4) 補助対象者とは、補助金の対象となる事業者をいう。
- (5) 補助事業者とは、第7条により交付決定を受けた補助対象者をいう。

(事業の内容等)

第3条 補助対象者、要件、補助率等は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は別表第2に掲げるとおりとし、別表第3に掲げる経費は補助対象経費として認めない。

- 2 補助対象者は、国若しくは地方公共団体又は民間団体等から、委託事業の受託又は補助金の交付を受けている場合や、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費としない。
- 3 契約に類する行為（発注（口頭発注を含む）や売買契約の締結等）については、交付決定日以降の日時でなければ補助事業の対象経費として認めない。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、原則として第7条第1項の規定による交付決定の日から同年の12月15日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出部数は1部とする。
- 3 補助金の交付申請を行った補助対象者は、次条の規定による補助金の交付決定がなされるまでの間は、当該申請を取り下げることができる。なお、この場合において、特に申請者が求める場合を除き、既に提出された申請書等は返却しない。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、その旨を補助対象者に通知する。

- 2 会長は、前項において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。
- 3 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付決定するまでに通常要すべき標準的な期間は、提出期限から概ね30日とする。

(交付決定の辞退)

第8条 補助事業者は、交付決定の日から20日間内であれば、交付決定を辞退することができる。

- 2 前項の規定による辞退に関する届出書は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、会長の承認を受けること。ただし、次に掲げる各号に該当する変更については、この限りではない。
 - ア 交付決定時の補助金の額の30パーセント以内の減額
 - イ 交付決定時の補助事業に係る支出計画のうち、補助対象経費（税抜）間の30パーセント以内の金額の変更
 - ウ その他、補助事業の趣旨そのものに影響を及ぼさないと会長が判断する範囲での事業内容の変更

- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、「佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）」のとおり、県内企業と契約することに努めること。
 - (4) 交付決定の日から20日を過ぎて補助事業を廃止する場合には、会長の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の次年度から5年間保管し、会長の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるようにすること。
- 2 前項第2号の規定により、会長に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。
 - 3 前項第4号の規定により、会長に補助事業の取り下げの承認を受けようとする場合の取り下げ承認申請書は、様式第4号のとおりとする。

(契約等)

- 第10条 補助事業を行うため10万円（税抜）以上の売買、請負、その他の契約をする場合、補助事業者は2者以上の見積もりを取得しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを取得することが困難又は不相当である場合は、理由書（任意様式）を提出することで一者選定によることができる。
- 2 補助事業者は、物品の購入等にあたっては、「佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）」に基づき、県内の事業者の優先的な活用に努めるものとし、県外の事業者から調達する時は、理由書（任意様式）を提出するものとする。
 - 3 発注にあたっては売買契約又は請負契約等を締結することに努めること。
ただし、契約を締結することが困難又は不相当である場合は、契約書に代えて見積書及び納品書によることができる。
 - 4 補助対象となる経費は1件当たりの見積金額が10万円（税抜）以上のものに限る。少額の経費については、複数を同一業者にまとめて発注することで見積金額が10万円（税抜）以上になる場合は補助対象として認める。

(債権譲渡の禁止)

- 第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実績報告)

- 第12条 実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年の12月25日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第13条 会長は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第14条 この補助金は、前条による補助金の額が確定し、補助金交付請求書(様式第6号)の提出を受けた後に交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業者の責めに帰すべき事由でないときはこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず交付決定の日から相当の期間を経過しても補助事業に係る発注を行わないとき
- (3) 補助事業の完了の前に補助事業を中止又は廃止したとき
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき(補助事業者への連絡がとれない場合や、会長(及びその職員)からの依頼に対する不履行等により、事務処理に著しく支障が生じた場合など)
- (5) 補助事業者について第3条第2項各号及び第3項の規定に該当すると判明したとき
- (6) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- (7) その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法、令、規則、この要綱又は会長の命令、処分若しくは指示に違反したとき
- (8) 何らかの理由により法人又は個人の事業を継続することができなくなったとき

2 会長は、前項により取消しの決定を行った場合は、書面により補助事業者へ通知するものとする。

3 第1項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(財産の管理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、10 万円以上（税抜）の設備・備品が補助事業の対象物件である場合、取得財産について取得財産管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、50 万円以上（税抜）の設備・備品については、「令和〇年度さが農水産業働く環境サポート補助金」と明記したもの（シール等）をそれぞれの設備・備品の見やすい場所に貼付又は掲示しなければならない。なお、50 万円以上（税抜）の設備・備品がない場合は、補助事業に係る物件のうち最も高額な設備・備品の確認できる場所に 1 か所掲示しなければならない。
- 4 会長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を佐賀県農業会議（以下「会議」という。）に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 17 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とし、その処分を制限する期間は、総務省所管補助金等交付規則別表で定める耐用年数とする。

- 2 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、様式第 7 号の財産処分申請書により、会長の承認を受けなければならない。
- 3 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(収益納付)

第 18 条 会長は、補助事業者が補助事業の実施により事業期間内に相当の収益が生じたと認められたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を会議に納付させることができるものとする。

(報告)

第 19 条 補助事業者は、事業の実施において次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに会長に報告するものとする。

- (1) 補助事業の実施が困難となったとき
- (2) 補助事業者の名称の変更及び住所（所在地）、代表者の変更を行ったとき
- (3) 会長が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき

(秘密の保持)

第20条 会長は、事業者がこの要綱に従って事務局に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

(個人情報保護に関する取扱い)

第21条 提出された事業計画に関する審査状況及び交付決定に関する情報は、次項による公開を行うまで照会に応じられない。

- 2 会長は、第7条第1項により通知を行った後、会議のホームページにおいて交付決定した補助事業者及び事業計画に関する情報を公開する。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施に必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

- 2 会長は、補助事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	内容	
補助対象者	(1) 及び (2) のいずれかに該当する事業者	
	<p>(1)</p> <p>佐賀県内で農水産業を営む経営体であって、以下の①及び②のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>①農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者</p> <p>②漁業法第2条に規定する漁業者であって、佐賀県内の漁業協同組合の正組合員又は漁業において出荷実績がある者</p>	<p>(2)</p> <p>代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者。</p> <p>①農業協同組合</p> <p>②漁業協同組合</p>
要件	<p>事業実施年までに常時使用する従業員が1名以上ある者かつ以下の①から③のいずれかに該当する者又は④に該当する者。</p> <p>①令和7年1月～12月までの1年間の合計売上高が令和4年～令和6年の1年間の合計売上高と比較して10%以上減少していること</p> <p>②令和7年1月～12月までの1年間の合計生産原価が令和4年～令和6年の1年間の合計生産原価と比較して4%以上増加していること</p> <p>※生産原価とは、農林水産物の生産から出荷するまでにかかった費用の金額をいう</p> <p>③令和7年1月～12月までの1年間の合計粗利益額が令和4年～令和6年の1年間の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること</p> <p>※粗利益額とは、収入金額（売上高）から売上原価を減じた金額をいう。</p> <p>（但し、①～③において令和7年1月～12月までの連続する3か月と令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3か月との比較でも可）</p> <p>④申請時に開業1年3ヶ月未満であり、直近の連続する3ヶ月の実績と過去の連続する3ヶ月の実績の比較が難しい事業者については、以下のいずれかを満たす者</p> <p>（ア）農業者においては、農業経営改善計画又は青年等就農計画において、1名以上の雇用を導入</p> <p>以下の①から③を満たす、育苗及び種苗生産・乾燥調製・集出荷・検査・加工・培養等を行う施設の環境整備であること。</p> <p>① 過去に補助事業を活用している場合は、財産処分制限期間を過ぎているもの又は交付申請までに財産処分の承認等の改修等に係る手続きが完了するもの</p> <p>② 固定資産の取得にあたり、総会や総代会で議決が必要なものは、議決された機械・施設であること</p> <p>③ 正職員以外の従業員を使用していること（正職員のみが従事している施設は対象外）</p>	

	<p>する計画となっていること。</p> <p>(イ) 漁業者においては、申請時までには1名以上の雇用の実態がある又は、雇用を導入する計画となっていること。</p> <p>※④において、申請時までには雇用契約書又は雇用通知書を提出できない場合、12月15日までに提出すること</p> <p>※福祉事業所と請負契約を締結し、農福・水福連携に取り組んでいる場合、常時使用する従業員数の要件は付さない。</p>	
補助率	3分の2以内	
補助金額 (千円未満切捨て)	補助対象経費(税別)の合計×補助率	
補助金の 上下限額	30万円(下限)～500万円(上限)	30万円(下限)～1000万円(上限)

別表第2(第4条関係) 補助事業の対象と認められる経費

経費区分	内容
備品費	<p>専ら本補助事業(多様な人材確保のための環境整備)のために使用される備品の購入に要する経費及び据え付け経費</p> <p>*1 備品の定義は、機械や設備といった比較的長期間、性質又は形状を変えることなく使用にたえる物品又は長期間にわたり保存すべき物品であって、1品の取得価格又は取得評価額が10万円以上のもの。</p> <p>*2 「据付け」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される備品と一体で捉えられる軽微なものに限られる。</p> <p>*3 三者以上の中古流通業者から型式や年式が記載された見積合わせを行っている場合には、中古設備も対象となるが、その場合、中古物件が耐用年数を維持できると業者から証明書の発行が必要</p> <p>*4 1件当たりの単価が10万円(税抜)を超えるものについては「取得財産等管理台帳」を備えること。</p> <p>*5 備品購入において50万円(税抜)以上の経費を要する場合等、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限される。</p>
外注費 (工事費)	<p>上記に該当しない経費であって、建築(改修)工事や機械改良工事等事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費</p> <p>*1 外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者には成果物等が帰属する必要がある。</p>

	* 2 事業所等の改装において 50 万円（税抜）以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当するため、備品購入の 50 万円以上の経費を要する場合と同様に処分制限される。
その他	上記に掲げるもののほか、会長が事業実施のために必要と認める経費

※ただし、船上の休憩室やトイレの整備は、休憩室と船室を区別し、操業上船内泊が不可欠な場合に限り、また船上の Wi-Fi の整備は、通信障害地域（玄海地域）に限る。

別表第 3（第 4 条関係） 補助事業の対象として認められない経費

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ・ 旅費 ・ フランチャイズ加盟料 ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費 ・ 商品券等の金券 ・ 販売する商品の原材料費、文具などの事務用品や包丁や食器などの調理器具等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費 ・ 飲食、娯楽、接待等の費用 ・ 不動産の購入費（建物の増築を含む）、株式の購入費 ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 ・ 収入印紙 ・ 振込手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料 ・ 公租公課（消費税、自動車税等） ・ 各種保険料 ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金 ・ 事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用 ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具、一般車両（乗用車やトラックなど）等）の購入費（移動式トイレ車両等、専ら補助事業のために使用することが認められる場合を除く。） ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3 者以上の中古流通事業者から型式や年式が記載された見積合わせを行っている場合は除く。） ・ 上記の特殊な車両の購入時におけるリサイクル預託金、登録・諸費用（非課税のもの）、車検費用、自動車等車両の修理費 ・ 事業に係る自社の人件費（雑役務費を除く。） ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
--

一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様

【申請者】

所在地 〒
佐賀県

フリガナ
事業者名

（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名および担当者名を記載）

代表者役職・氏名

事業担当者名

（申請者本人又はその従業員に限る）

連絡先 電話

e-mail

書類送付住所・宛先 〒

（書類送付先が事業者の住所・代表者と異なる場合に記載）

令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金交付申請書

さが農水産業環境サポート補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 補助金交付申請額： 金 _____ 円

3 添付資料（添付している資料に☑）

【個人の場合】

市町等が認定した農業経営改善計画又は青年等就農計画と認定証の写し

漁業協同組合の正組合員であることを証明する書類又は出荷実態を証明する書類
（任意様式）

雇用の実態又は計画が確認できる書類及び別添参照資料
（雇用者名簿及び雇用時間数一覧表）

確定申告書の写し

【法人の場合】

- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 市町等が認定した農業経営改善計画又は青年等就農計画と認定証の写し
- 漁業協同組合から正組合員を証明する書類又は出荷実態を証明する書類
- 雇用の実態又は計画が確認できる書類及び参照資料
（雇用者名簿及び雇用時間数一覧表）
- 確定申告書別表第1の写し

【共通】

- 売上減少を証明する書類（確定申告書、法人事業概況説明書、売上台帳等）
- 生産原価の増加を証明する書類（確定申告書、試算表、法人事業概況説明書、仕入台帳等）
- 粗利益減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳・仕入台帳、試算表等）
- 事業内容と金額の根拠が確認できる書類（見積書、カタログ等）
- 整備前後の状態を確認するための整備前（整備場所）写真及び図面
（手書き図面でも可）
- 県外企業と契約する理由書（必要に応じて 任意様式）
- 一者選定理由書（必要に応じて 任意様式）
- 暴力団に関する誓約書（別添2）
- 福祉事業所と請負契約を締結し農福・水福連携に取り組んでいる場合、福祉事業所との請負契約書

※提出資料については最後に詳細を示していますので、必ず確認のうえ提出するようにしてください。

【農業協同組合及び漁業協同組合の場合】

- 事業経費の内容と金額が確認できる書類（見積書、カタログ等）
- 整備前後の状態を確認するための整備前（整備場所）写真及び図面（手書き図面でも可）
- 県外企業と契約する理由書（必要に応じて 任意様式）
- 一者選定理由書（必要に応じて 任意様式）
- 総会（総代会）又は理事会での議決資料
- 雇用の実態が確認できる書類

※農業協同組合及び漁業協同組合からの提出については、文書番号を記載すること

4 事業実施計画書

事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
事業内容 (※1)	○課題の解決に向けた具体的な計画及び取組効果 (この事業に意欲的に取り組む計画であることが分かるように要点を絞って記載すること)	
実施場所	施設名称	
	所有形態	自己所有・賃貸・その他 ()
	住所	
	電話番号	
		チェック欄
他の補助金の 利用確認	今回の補助事業に要する経費について、国若しくは地方公共団体又は民間団体等から、委託事業の受託又は補助金の交付を受け、その対象経費としていない。	<input type="checkbox"/>
財務諸表の確認	添付している売上確認書類、粗利益確認書類、生産原価確認書類の写しに虚偽はない。	<input type="checkbox"/>

5 事業の実施から完了までの予定スケジュール

事業内容（項目）	着工予定年月（和暦）	完了予定年月日（和暦）

※第5条に定める事業期間までに事業が完了（納品・支払い及び実績報告書の提出が完了）するスケジュールとしてください。

6 経費明細表

（単位：円）

補助対象 経費区分 ※1	事業に要する経費 （税込）	補助対象経費 （税抜）	契約予定業者名	添付 資料 （見積書、 カタログ 等）	備考※2
備品費					
外注費 （工事費）					
その他					
合計	【A】	【B】			

※必要に応じて行追加をお願いします。また、添付資料がある場合は、欄に「○」を記載

添付資料とは、見積書、カタログ等を指す。契約先ごとに必要な資料を添付すること

補助金交付申請額【C】※3：【B】×2/3以内

（千円未満切捨て、税抜）【補助金下限額 30 万円以上】

※1 該当する「補助対象経費区分」の欄に記載してください。

※2 経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ、数量等）を添付してください。

※3 補助金交付申請額（C）は補助対象経費（B）（税抜）の合計に2/3を掛け、千円未満を切り捨てて算出してください。補助上限額（500万円）を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

農業協同組合及び漁業協同組合の場合は、補助上限額（1000万円）を超える場合は、補助上限額が申請額となります。

7 資金調達内訳

事業に要する経費 (単位:円)			補助金の交付を受けるまでの【C】の内訳 (単位:円)		
事業に要する経費の合計(税込)【A】			補助金の交付を受けるまでの【C】の内訳		
内訳	補助金交付申請額【C】		自己資金	借入金	その他
	自己資金		借入金金融機関名	「その他」の内容	
	借入金				
	その他				

※「補助金交付申請額」は税抜で記載してください。

※「事業に要する経費」表の「補助金交付申請額」以外については、自己資金、借入金、その他の区分ごとに税込で記載してください。

※「補助金の交付を受けるまでの財源内容（【C】の内訳）」表の「自己資金」、「借入金」、「その他」の合計額は、補助金交付申請額と同額になるように計画してください。

※借入金等がある場合は、具体的な銀行名等を記載してください。

8 補助対象要件確認

※農業協同組合及び漁業協同組合の場合は、記載不要

(1) 事業者要件

事業主名 ^{※1}		
所在地 ^{※2}		
業種及び品目名	<input type="checkbox"/> 農業 品目名 () <input type="checkbox"/> 漁業 品目名 ()	
雇用の導入状況	雇用形態	人数(人) ^{※3}

※1 個人の場合は氏名、法人の場合は法人名、申請書の氏名及び法人名と同じの場合は記載不要

※2 個人の場合は住所、法人の場合は所在地、申請書の住所及び所在地と同じの場合は記載不要

※3 事業を実施する施設等に関わる従業員数を記載し、雇用者名簿及び雇用時間数一覧表(参照様式)を添付すること

※4 申請時に雇用が無い場合、事業実施年の12月15日までに導入する予定の雇用形態・人数を記載

※5 雇用契約書等又は雇用通知書の写しを添付

(雇用契約が予定の場合は、雇用契約(案)又は雇用通知書(案)を添付)

(2) 売上・粗利益減少、生産原価増加要件（「売上減少の場合」、「生産原価増加の場合」、「粗利益減少の場合」）いずれかを記入）

●売上減少の場合

①令和7年1月～12月までの1年間の売上高	円	②令和4年1月～令和6年12月までの1年間の売上高	円	備考
売上減少率 = $(1 - ① \div ②) \times 100 \geq 10\%$				%

※令和4年～令和6年のいずれか1年間と令和7年を比較

(1年間で比較が不可の場合、令和7年1月～12月までの連続する3ヶ月と令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3ヶ月の比較でも可。この場合、備考欄に比較年月を記載すること)

(記載例：令和〇年〇月～令和〇年〇月)

●生産原価増加の場合

①令和7年1月～12月までの1年間の生産原価額	円	②令和4年1月～令和6年12月までの1年間の生産原価額	円	備考
生産原価増加率 = $(1 - ② \div ①) \times 100 \geq 4\%$				%

※令和4年～令和6年のいずれか1年間と令和7年を比較

(1年間で比較が不可の場合、令和7年1月～12月までの連続する3ヶ月と令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3ヶ月の比較でも可。この場合、備考欄に比較年月を記載すること)

(記載例：令和〇年〇月～令和〇年〇月)

●粗利益減少の場合

①令和7年1月～12月までの1年間の合計粗利益額	円	②令和4年1月～令和6年12月までの1年間の合計粗利益額	円	備考
粗利益減少率 = $(1 - ① \div ②) \times 100 \geq 3\%$				%

※令和4年～令和6年のいずれか1年間と令和7年を比較

(1年間で比較が不可の場合、令和7年1月～12月までの連続する3ヶ月と令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3ヶ月の比較でも可。この場合、備考欄に比較年月を記載すること)

(記載例：令和〇年〇月～令和〇年〇月)

別添参照様式

雇用者名簿及び雇用時間数一覧表

氏名（雇用者）	勤務時間	時間数	実質雇用人数（人）
例)〇〇〇〇	〇:〇~〇:〇	〇時間	
合	計	〇〇時間【A】	【A】/8時間=

※雇用者数に応じて、行を追加してください。

参考：交付申請提出書類

【個人の場合】

（農業）

- ・市町等が認定した農業経営改善計画又は青年等就農計画と認定証の写し
- ・最新の確定申告書別表第1の写し

（漁業）

- ・漁業協同組合の正組合員であることを証明する書類又は出荷実態を証明する書類
（任意様式）
- ・最新の確定申告書別表第1の写し

【法人の場合】

（農業）

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・市町等が認定した農業経営改善計画又は青年等就農計画と認定証の写し
- ・最新の確定申告書別表第1の写し

（漁業）

- ・漁業協同組合の正組合員であることを証明する書類又は出荷実態を証明する書類
（任意様式）
- ・最新の確定申告書別表第1の写し

【共通事項】

- ・雇用契約書等又は雇用通知書の写し
（雇用契約が予定の場合は、雇用契約（案）又は雇用通知書（案）を添付）
- ・以下のいずれかの書類
 - ① 売上減少を証明する書類（法人事業概況説明書、売上台帳等）
 - ② 生産原価（生産～出荷に係る経費）の増加を証明する書類（決算書、確定申告書、帳簿の写し等）
 - ③ 粗利益減少を証明する書類（損益計算書、試算表等）

提出書類別添1

売上高減少を証明する書類について

証明となる各書類の対象年及び比較年にマーカーを引くなどして分かりやすくしてご提出ください。

1 個人の場合

①対象年の売上額が確認できる書類の写し（以下のいずれか）

- ・対象事業の売上額を記載した売上台帳
- ・青色申告決算書（1，2ページ）（売上（収入金額）で売上が確認できるもの）

②比較年の売上額が確認できる書類の写し（以下のいずれか）

- ・対象事業の売上額を記載した売上台帳
- ・青色申告決算書（1，2ページ）（売上（収入金額）で売上が確認できるもの）

2 法人の場合

① 比較年の売上額が確認できる書類の写し（以下のいずれか）

- ・法人事業概況説明書（1，2ページ）
- ・対象事業を記載した売上台帳
- ・試算表

② 比較年の売上額が確認できる書類の写し（以下のいずれか）

- ・法人事業概況説明書（1，2ページ）
- ・対象事業を記載した売上台帳
- ・試算表

※1年間で比較が不可の場合、年を月に読み替えを行うとともに、令和7年1月～12月までの連続する3ヶ月と令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3ヶ月の比較できる売上台帳、仕込み台帳等を添付すること

提出書類別添2

生産原価を証明する書類について

証明となる各書類の対象年及び比較年にマーカーを引くなどして分かりやすくしてご提出
ください。

1 個人の場合

① 対象年の生産原価が確認できる書類の写し

- ・対象年の生産原価を算出できる仕入台帳

② 比較年の生産原価が確認できる書類の写し

【確定申告が青色申告の方】(以下のすべて)

- ・比較期間の所得税確定申告書(申告書B)第一表・第二表、青色申告書決算書(1, 2ページ)

※青色申告決算書2ページ目に記載された月別売上(収入金額)で仕入金額が確認できない場合は、仕入台帳も添付してください。

【確定申告が白色申告の方】(以下のすべて)

- ・比較年の生産原価を算出できる仕入帳

【確定申告していない方】

- ・比較年の生産原価を算出できる仕入帳

2 法人の場合

① 対象年の生産原価が確認できる書類の写し(以下のいずれか)

- ・法人事業概況説明書(1, 2ページ)
- ・試算表
- ・対象年の生産原価が算出できる仕入台帳

② 比較年の生産原価が確認できる書類の写し(以下のいずれか)

- ・法人事業概況説明書(1, 2ページ)
- ・試算表
- ・比較年の生産原価を算出できる仕入台帳

※1年間で比較が不可の場合、年を月に読み替えを行うとともに、令和7年1月～12月までの連続する3ヶ月と令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3ヶ月の比較できる売上台帳、仕込み台帳等を添付すること

提出書類別添3

粗利益減少を証明する書類について

証明となる各書類の対象年及び比較年にマーカーを引くなどして分かりやすくしてご提出ください。

1 個人の場合

①対象年の粗利益（売上総利益）が確認できる書類の写し

- ・対象年の粗利益を算出できる売上台帳及び仕上台帳

②比較年の粗利益（売上総利益）が確認できる書類の写し

【確定申告が青色申告の方】（以下のすべて）

- ・比較期間の所得税確定申告書（申告書B）第一表・第二表、青色申告書決算書（1，2ページ）

※青色申告決算書2ページ目に記載された売上（収入金額）で売上金額及び仕入金額が確認できない場合は、売上台帳及び仕上台帳も添付してください。

【確定申告が白色申告の方】（以下のすべて）

- ・比較年の粗利益を算出できる売上台帳及び仕上台帳

【確定申告していない方】

- ・比較年の粗利益を算出できる売上台帳及び仕上台帳

2 法人の場合

①対象年の粗利益（総売上利益）が確認できる書類の写し（以下のいずれか）

- ・法人事業概況説明書（1，2ページ）
- ・試算表
- ・対象年の粗利益を算出できる売上台帳及び仕上台帳

②比較年の粗利益（売上総利益）が確認できる書類の写し（以下のいずれか）

- ・法人事業概況説明書（1，2ページ）
- ・試算表
- ・比較年の粗利益を算出できる売上台帳及び仕上台帳

※1年間で比較が不可の場合、年を月に読み替えを行うとともに、令和7年1月～12月までの連続する3ヶ月と令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3ヶ月の比較できる売上台帳、仕込み台帳等を添付すること

参考：補助金申請書類チェックシート

■提出書類の確認

申請書類について、書類ごとのチェック項目を確認してください。

ただし、該当しない項目については、／を入れてください。

提出書類			チェック
補助金交付申請書（様式第1号）			<input type="checkbox"/>
チェック項目	1	「4 事業実施計画書」の「事業実施期間」は、事業完了期限（交付決定を受けた年の12月15日）までになっている。	<input type="checkbox"/>
	2	「5 事業の実施から完了までのスケジュール」は、事業完了期限（交付決定を受けた年の12月15日）までに完了する計画になっている。	<input type="checkbox"/>
	3	「6 経費明細表」に対象外経費を計上していない。	<input type="checkbox"/>
補助金交付申請書（様式第1号）添付資料			／
個人	1	（農業）農業経営改善計画又は青年等就農計画と認定証の写し	<input type="checkbox"/>
	2	（漁業）漁業協同組合の正組合員であることを証明する書類又は出荷実態を証明する書類（任意様式）	<input type="checkbox"/>
	3	最新の確定申告書別表第1の写し※1	<input type="checkbox"/>
法人	4	（農業）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人のみ※2	<input type="checkbox"/>
	5	（農業）農業経営改善計画又は青年等就農計画と認定証の写し	<input type="checkbox"/>
	6	（漁業）漁業協同組合の正組合員であることを証明する書類又は出荷実態を証明する書類（任意様式）	<input type="checkbox"/>
	7	最新の確定申告書別表第1の写し※1	<input type="checkbox"/>
共通	8	雇用契約書等又は雇用通知書の写し ※雇用契約が予定の場合は、雇用契約（案）又は雇用通知書（案）	<input type="checkbox"/>
	9	雇用者名簿及び雇用時間数一覧表 別添参照様式	<input type="checkbox"/>
	10	以下①～③のうちいずれかの書類 ① 売上減少を証明する書類（確定申告書、法人事業概況説明書、売上台帳等） ② 生産原価（生産～出荷に係る経費）の増加を証明する書類 （確定申告書、試算表、法人事業概況説明書、仕上台帳等） ③ 粗利益減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳・仕上台帳、試算表等）	<input type="checkbox"/>
	11	事業内容と金額の根拠が確認できる書類（□見積書、□カタログ等）※3	<input type="checkbox"/>

12	整備前後の状態を確認するための整備前（整備場所）写真及び図面（手書き図面でも可）※4	<input type="checkbox"/>
13	県外企業と契約する理由書（必要に応じて）【任意様式】※5	<input type="checkbox"/>
14	一者選定理由書（必要に応じて）【任意様式】※6	<input type="checkbox"/>
15	暴力団に関する誓約書（別添2）※7 ※法人の代表者又は個人事業者が自署しているもの ※農業協同組合及び漁業協同組合は不要	<input type="checkbox"/>
16	福祉事業所と請負契約を締結し、農福・水福連携に取り組んでいる場合、福祉事業所との請負契約書	<input type="checkbox"/>

※1 確定申告書の作成がない場合（設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など）は、営業実態が客観的に確認できる資料を添付してください。

例：法人設立届書又は個人事業の開業届出書

※2 申請の日の6ヶ月以内に発行されたものに限りします。

※3 補助対象経費となるのは1件当たりの見積金額が10万円（税抜）以上のものに限るため、すべてにおいて2者以上の見積書を取得してください。2者以上の見積書が取得できない場合は、理由書の提出が必要です（様式は任意様式）。

見積書の有効期限については、工事発注まで有効となる期日での見積書とする。

※4 整備前後の状態が確認できるように、実施前の写真を提出してください。また、賃貸物件に施工を伴う設備導入を行う場合は、賃貸借契約書の写し又は貸主の承諾書を提出してください。（賃貸借契約書の写し又は貸主の承諾書で賃貸物件の施工が認められていない場合は対象になりません）

※5 佐賀県外企業に発注する場合は、理由書の提出が必要です（様式は任意様式）。

※6 一者選定理由書を提出する場合は、県外企業と契約する理由書の提出は不要です。

※7 農業協同組合及び漁業協同組合は不要。

（注）事業内容を確認するため、必要に応じて定款や決算書の提出を求める場合があります。その他、別途指示するものについて、資料提出を求める場合があります。

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様

【申請者】

所在地 〒
佐賀県

フリガナ

事業者名

（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名および担当者名を記載）

代表者役職・氏名

事業担当者名

（申請者本人又はその従業員に限る）

連絡先 電話

e-mail

書類送付住所・宛先 〒

（書類送付先が事業者の住所・代表者と異なる場合に記載）

令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金交付決定辞退届出書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金について、さが農水産業働く環境サポート補助金交付要綱第8条の規定に基づき、交付決定を辞退しますので届け出ます。

※農業協同組合及び漁業協同組合からの提出については、文書番号を記載すること

令和 年 月 日

一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様

【申請者】

所在地 〒
佐賀県

フリガナ

事業者名

（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名および担当者名を記載）

代表者役職・氏名

事業担当者名

（申請者本人又はその従業員に限る）

連絡先 電話

e-mail

書類送付住所・宛先 〒

（書類送付先が事業者の住所・代表者と異なる場合に記載）

令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金について、さが農水産業働く環境サポート補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
事業内容 (※1)	○変更理由	
	○変更内容	
	○変更の効果	
実施場所 (※2)	施設名称	
	所有形態	自己所有・賃貸・その他 ()
	住 所	
	電話番号	

※1 必要に応じて図表や別紙を添える等、事業内容が具体的に分かるよう記載してください。

※2 複数ある場合は、行を挿入するなどして、全て記載してください。

変更事業経費積算書

単位 (円)

補助対象 経費区分		事業に要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	契約先	添付 資料	備考
備品費	変更前					
	変更後					
外注費 (工事費)	変更前					
	変更後					
その他	変更前					
	変更後					
合 計	変更前					
	変更後		【B】			

※必要に応じて行追加をお願いします。また、添付資料がある場合は、欄に「○」を記載

添付資料とは、見積書、カタログ等を指す。契約先ごとに必要な資料を添付すること

単位 (円)

補助金交付申請額【C】 ^{※3} 【B】×2/3 以内 (千円未満切捨て、税抜)【補助金下限額 30 万円以上】	変更前	
	変更後	

※1 該当する「補助対象経費区分」の欄に記載してください。

※2 変更経費の内容が分かる資料（見積書、変更契約書等）を添付してください。

※3 補助金交付申請額（C）は補助対象経費（B）（税抜）の合計に2/3を掛け、千円未満を切り捨てて算出して下さい。補助上限額（農水産業者 500 万円、農業協同組合及び漁業協同組合 1000 万円）を超える場合は、補助上限額が申請額となります。交付決定時の補助金額を超えての交付はできません。

※農業協同組合及び漁業協同組合からの提出については、文書番号を記載すること

令和 年 月 日

一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様

【申請者】

所在地 千
佐賀県

フリガナ

事業者名

（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名および担当者名を記載）

代表者役職・氏名

事業担当者名

（申請者本人又はその従業員に限る）

連絡先 電話

e-mail

書類送付住所・宛先 千

（書類送付先が事業者の住所・代表者と異なる場合に記載）

令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金取り下げ申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金について、以下の理由により事業を取り下げたいので、さが農水産業働く環境サポート補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 取り下げする事業計画
- 2 事業を取り下げする理由

※農業協同組合及び漁業協同組合からの提出については、文書番号を記載すること

令和 年 月 日

一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様

【申請者】

所在地 千
佐賀県

フリガナ

事業者名

(個人の場合は氏名、法人の場合は法人名および担当者名を記載)

代表者役職・氏名

事業担当者名

(申請者本人又はその従業員に限る)

連絡先 電話

e-mail

書類送付住所・宛先 千

(書類送付先が事業者の住所・代表者と異なる場合に記載)

令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金について、下記のとおり事業を実施したのでさが農水産業働く環境サポート補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 総事業費	<u>金</u>	<u>円 (消費税込み)</u>
うち補助金	<u>金</u>	<u>円</u>

3 添付資料

- (1) 事業実施結果報告書 (別添 1)
- (2) 補助事業に係る経理書類の写し
(契約書、請求書、振り込み伝票、支払いがわかる通帳の写し、領収証など)

※農業協同組合及び漁業協同組合からの提出については、文書番号を記載すること

(別添1)

○事業内容及び導入期日

事業内容	導入年月日 (和暦)	設置場所

※導入後の写真及び図面等を添付すること

※事業内容は、契約ごとに記載すること

○経費明細表

(単位：円)

補助対象経費区分	事業に要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	契約先	備考
備品費				
外注費 (工事費)				
その他				
合計	【A】	【B】		

※必要に応じて行追加をお願いします。

添付資料とは、見積書、カタログ等を指す。契約先ごとに必要な資料を添付すること。

(別添2)

補助対象 経費区分	事業内容	契約先	見 積 書	契 約 書	納 品 書	請 求 書	振込 伝票 写し	通帳 写し
備品費								
外注費 (工事費)								
その他								

※必要に応じて行追加をお願いします。また、添付書類に「○」を記載すること

※2者以上から見積りを取得した場合は、全ての見積りを添付すること。

令和 年 月 日

一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様

【申請者】

所在地 千
佐賀県

フリガナ

事業者名

（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名および担当者名を記載）

代表者役職・氏名

事業担当者名

（申請者本人又はその従業員に限る）

連絡先 電話

e-mail

書類送付住所・宛先 千

（書類送付先が事業者の住所・代表者と異なる場合に記載）

令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金交付請求書

令和 年 月 日付けで 第 号により確定通知があった令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金について、さが農水産業働く環境サポート補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記金額を交付されるよう請求します。

記

請求額 金 円

振込先 1 金融機関店名
2 預金等種目
3 口座番号
4 口座名

※ 補助金の振込を希望する金融機関の通帳の写し（表紙および口座情報がわかるページ）

※農業協同組合及び漁業協同組合からの提出については、文書番号を記載すること
様式第7号（第18条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人 佐賀県農業会議会長 様

【申請者】

所在地 〒
佐賀県

フリガナ

事業者名

（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名および担当者名を記載）

代表者役職・氏名

事業担当者名

（申請者本人又はその従業員に限る）

連絡先 電話

e-mail

書類送付住所・宛先 〒

（書類送付先が事業者の住所・代表者と異なる場合に記載）

令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金財産処分申請書

令和 年度さが農水産業働く環境サポート補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したので承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法（処分区分）

（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 処分予定年月日

※農業協同組合及び漁業協同組合からの提出については、文書番号を記載すること

(別添2)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀県農業会議（以下「会議」という。）が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が会議と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

一般社団法人佐賀県農業会議会長 様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____

生年月日 _____ (昭和・平成) 年 _____ 月 _____ 日

(注) 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。

(注) 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

この様式に記載された個人情報は、さが農水産業働く環境サポート補助金に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。